

令和5年2月27日招集

第1回室蘭市議会定例会

議 案

令和5年2月27日招集 第1回室蘭市議会定例会議案

目 録

番 号	件 名
議案第1号	令和5年度室蘭市一般会計予算
議案第2号	令和5年度室蘭市国民健康保険特別会計予算
議案第3号	令和5年度室蘭市介護保険特別会計予算
議案第4号	令和5年度室蘭市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和5年度室蘭市水道事業会計予算
議案第6号	令和5年度室蘭市病院事業会計予算
議案第7号	令和5年度室蘭市公設地方卸売市場事業会計予算
議案第8号	令和5年度室蘭市港湾整備事業会計予算
議案第9号	令和5年度室蘭市下水道事業会計予算
議案第10号	室蘭市開港150年・市制施行100年記念事業基金条例廃止の件
議案第11号	室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正の件
議案第12号	室蘭市斎藤文庫基金条例中一部改正の件
議案第13号	室蘭市民美術館条例中一部改正の件
議案第14号	室蘭市国民健康保険条例中一部改正の件
議案第15号	室蘭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件
議案第16号	室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件
議案第17号	室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件
議案第18号	室蘭市手数料条例中一部改正の件

議案第19号	室蘭市水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件
議案第20号	西いぶり消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件
議案第21号	市道路線認定の件
議案第22号	教育委員会委員の任命について同意を求める件
諮問第1号	人権擁護委員候補者推薦の件

室蘭市開港150年・市制施行100年記念事業基金条例廃止の件

室蘭市開港150年・市制施行100年記念事業基金条例を廃止したい。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市開港150年・市制施行100年記念事業基金条例を廃止する条例

室蘭市開港150年・市制施行100年記念事業基金条例（令和2年条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において廃止前の室蘭市開港150年・市制施行100年記念事業基金条例の規定により設置されていた基金に属する現金（基金の運用から生ずる収益を含む。）は、施行日において室蘭市財政調整基金に帰属するものとする。

（提案理由）

開港150年・市制施行100年記念事業基金について、記念事業の完了に伴い、廃止したいので、本案を提出する。

議案第 1 1 号

室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正の件

室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 5 年 3 月 3 1 日まで」を「当分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員に対する処遇の維持や、それにより雇用の安定を確保する観点等から所要の改正を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市斎藤文庫基金条例中一部改正の件

室蘭市斎藤文庫基金条例の一部を次のように改正したい。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市斎藤文庫基金条例の一部を改正する条例

室蘭市斎藤文庫基金条例（昭和55年条例第20号）の一部を次のように改正する。
第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

斎藤文庫基金の現金について、有価証券に代えることができるよう改正したいので、本案を提出する。

室蘭市民美術館条例中一部改正の件

室蘭市民美術館条例の一部を次のように改正したい。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青 山 剛

室蘭市民美術館条例の一部を改正する条例

室蘭市民美術館条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「オープンギャラリー」を「前2項の規定によりオープンギャラリー（常設ギャラリーを含む。）」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、前項の使用に係る展示会等の規模により特に必要と認めるときは、オープンギャラリーの使用に合わせて常設ギャラリーを使用させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の室蘭市民美術館条例第7条第3項の規定による使用の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

展示会等の規模により特に必要と認めるときは、オープンギャラリーの使用に合わせて常設ギャラリーを使用させることができることとしたいので、本案を提出する。

室蘭市国民健康保険条例中一部改正の件

室蘭市国民健康保険条例の一部を次のように改正したい。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市国民健康保険条例の一部を改正する条例

室蘭市国民健康保険条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第14条の5の9中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第19条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第24条の2第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第5条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第14条の5の9及び第19条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令等の一部改正に準拠し、出産育児一時金の支給額及び保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額の改定並びに低所得者に対する保険料軽減措置の所得判定基準を改正するほか、所要の改正をしたいので、本案を提出する。

室蘭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

室蘭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したい。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

室蘭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のた

めの移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画及び業務継続計画の策定並びに自動車運行時の所在確認を義務づけするほか、感染症及び食中毒のまん延防止のために講ずるべき措置を具体化したいので、本案を提出する。

室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したい。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

室蘭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を「第5章 事業所
第6章 雑則（
内保育事業（第42条—第48条）
第49条）」に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計

画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、目次及び第13条の改正

規定並びに本則に 1 章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 7 条の 3 第 2 項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和 6 年 3 月 31 日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設備に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、利用者の安全の確保に係る基準を設けるとともに、設備の共用及び職員の兼務を緩和するほか、所要の改正を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正したい。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

室蘭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」に第4章 雑則（第53条）」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録

(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出する。

室蘭市手数料条例中一部改正の件

室蘭市手数料条例の一部を次のように改正したい。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市手数料条例の一部を改正する条例

室蘭市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1（6）の表第2項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第100号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に改め、同表第5項第1号アを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（イ）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この項において「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては、7,400円）
（ア）（イ）に掲げる場合以外の場合 39,600円
（イ） 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「基準省令」という。）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 21,600円

別表第1（6）の表第5項第1号イ中「1の」を削り、「以下イ」の次に「及びウ」を、「申請する場合」の次に「（ウに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イ（ア）中「当該申請に係る」を削り、同号ウ中「1の」を削り、同号ウ（イ）中「（2）エ（イ）」を「（2）オ（イ）」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（ア）に定める

金額に（イ）に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、（ア）に定める金額）

（ア）次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 37,900円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円）
- b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 53,100円（評価機関審査を受けた場合にあつては、19,800円）
- c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 74,600円（評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円）
- d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 110,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、51,300円）
- e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 163,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円）
- f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 230,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円）
- g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 297,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、177,000円）
- h 住宅の戸数が301戸以上のも 339,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、189,000円）

（イ）次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 50,800円（評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円）
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 87,600円（評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円）
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 159,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円）
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 217,000円（評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円）

別表第1（6）の表第5項第1号摘要1中「上記ア及びウ」を「上記ア及びエ」に改め、同号摘要2中「それぞれの部分につき上記イ及びウ」を「上記イ及びエ又はウ及びエ」に改め、同表第5項第2号イを次のように改める。

イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（イ）において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあつては、7,400円）

- (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 23,500円
(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 14,600円

別表第1(6)の表第5項第2号ウ中「共同住宅の」を「共同住宅等の」に改め、「1の」を削り、「以下ウ」の次に「及びエ」を、「申請する場合」の次に「(エに掲げる場合を除く。)」を加え、「共同住宅又は」を「共同住宅等又は」に改め、同号エ中「1の」を削り、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 25,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円)
- b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 35,900円(評価機関審査を受けた場合にあつては、19,800円)
- c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 52,200円(評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円)
- d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 78,500円(評価機関審査を受けた場合にあつては、51,300円)
- e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 122,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、90,000円)
- f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 179,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、141,000円)
- g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 228,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、177,000円)
- h 住宅の戸数が301戸以上のもの 255,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、189,000円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 29,900円(評価機関審査を受けた場合にあつては、12,500円)
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 57,100円(評価機関審査を受けた場合にあつては、31,500円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 118,000円

(評価機関審査を受けた場合にあっては、90,000円)

- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 171,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、141,000円)

別表第1(6)の表第5項第2号摘要1中「それぞれの部分につき上記イ及びエ」を「上記イ及びオ」に改め、同号摘要2中「それぞれの部分につき上記ウ及びエ」を「上記ウ及びオ又はエ及びオ」に改め、同表第6項第1号ア(ア)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)(以下この項において「基準省令」という。)」を「基準省令」に改め、同項第3号アからウまでを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。(ア)及び(イ)において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,450円)

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 37,200円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 41,400円

(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 18,100円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 19,300円

イ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ及びウにおいて同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合(ウに掲げる場合を除く。)当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(ア)に定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 73,400円(評価機関審査を受けた場合にあっては、11,200円)

b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 121,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,300円)

c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 20

5, 000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47, 900円）

d 住宅の戸数が46戸以上のもの 293, 000円
（評価機関審査を受けた場合にあっては、84, 500円）

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 73, 400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11, 200円）

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの 121, 000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22, 300円）

c 床面積の合計が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの 205, 000円
（評価機関審査を受けた場合にあっては、47, 900円）

d 床面積の合計が5, 000平方メートルを超えるもの 293, 000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、84, 500円）

ウ 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（ア）に定める金額に（イ）に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、（ア）に定める金額）

（ア） 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 32, 400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11, 200円）

b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 54, 800円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22, 300円）

c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 97, 600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47, 900円）

d 住宅の戸数が46戸以上のもの 146, 000円
（評価機関審査を受けた場合にあっては、84, 500円）

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 32, 400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11, 200円）

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの 54, 800円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22, 300円）

c 床面積の合計が2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの 97, 600円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47, 900円）

円)

- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 146,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、84,500円）

別表第1（6）の表第6項第3号エ中「共同住宅等の用途に供する1の」を「住宅以外の用途に供する」に改め、「当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が」を削り、「旨の」を「住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る」に改め、同号摘要1中「それぞれの部分につき上記ア及びウ」を「上記ア及びエ」に改め、同項第4号イからエまでを次のように改める。

イ 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（ア）及び（イ）において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、6,450円）

（ア）（イ）に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 21,900円
- b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 24,000円

（イ） 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 11,800円
- b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 12,400円

ウ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウ及びエにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（エに掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、（ア）に定める金額に（イ）に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、（ア）に定める金額）

（ア） 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 42,400円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,200円）
- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 72,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,300円）
- c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 126,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47,900円）
- d 住宅の戸数が46戸以上のもの 189,000円

(評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 42,400円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 72,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 126,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 189,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

エ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額)

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 21,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)
- b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 37,200円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)
- c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 69,900円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)
- d 住宅の戸数が46戸以上のもの 110,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 21,100円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、11,200円)
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 37,200円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、22,300円)
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 69,900円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、47,900円)
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 110,000円 (評価機関審査を受けた場合にあつては、84,500円)

あつては、84,500円)

別表第1(6)の表第6項第4号オ中「1の」及び「当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が」を削り、「旨の」を「住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る」に改め、同号摘要1中「それぞれの部分につき上記イ及びエ」を「上記イ及びオ」に改め、同号摘要2中「ウ及びエ」を「エ及びオ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1(6)の表第2項の改正規定については、令和5年5月26日から施行する。

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、新たな認定基準に係る手数料を定めるとともに、所要の整備をしたいので、本案を提出する。

室蘭市水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例中一部改正の件

室蘭市水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正したい。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青山 剛

室蘭市水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

室蘭市水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

室蘭市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「並びに工業用水を供給するため工業用水道事業」を削る。

第3条中「、下水道事業及び工業用水道事業」を「及び下水道事業」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（室蘭市工業用水道事業条例の廃止）

2 室蘭市工業用水道事業条例（平成2年条例第15号）は、廃止する。

（経過措置）

3 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの業務の状況を説明する書類を提出する義務は、改正後の第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（室蘭市職員定数条例の一部改正）

4 室蘭市職員定数条例（平成9年条例第2号）を次のように改正する。

第2条第1項第2号ウを削り、同号エを同号ウとする。

(提案理由)

工業用水道事業を廃止したいので、本案を提出する。

西いぶり消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、下記のとおり規約を定め、西いぶり消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について、議決を求める。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青山 剛

記

西いぶり消防通信指令事務協議会規約（別紙1）

（提案理由）

地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、室蘭市、登別市及び西胆振行政事務組合を構成団体とする西いぶり消防通信指令事務協議会の設置の請求があったので、当該協議会の設置に関し、登別市及び西胆振行政事務組合と協議することについて、地方自治法第252条の2の2第3項の規定に基づき、本案を提出する。

西いぶり消防通信指令事務協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び財政面での効率化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、西いぶり消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける市及び一部事務組合)

第3条 協議会は、室蘭市、登別市及び西胆振行政事務組合（以下これらを「構成団体」という。）がこれを設ける。

(管理及び執行事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

(1) 構成団体の災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達等に関する事務

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的達成のため必要な事務

(事務を管理及び執行する場所)

第5条 協議会が前条に規定する事務（以下「担当事務」という。）を管理し、及び執行する場所は、室蘭市東町2丁目28番7号室蘭市消防総合庁舎内とする。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、室蘭市消防長の職にある者をもって充て、副会長は、登別市消防長及び西胆振行政事務組合消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、構成団体の消防職員のうちから、構成団体の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 協議会の担当事務に専任で従事する職員（以下「専任職員」という。）の定数及び当該定数の構成団体間の配分については、構成団体の長が協議して定める。

2 構成団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の専任職員を、それぞれの消防職員のうちから選任するものとする。

3 専任職員以外に協議会の担当事務に従事する職員は、構成団体の消防長が協議して定める。

4 会長は、協議会の担当事務に従事する職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任を求めることができる。

(会議の設置)

第10条 協議会に、担当事務に関する基本的な事項を決定する会議を置く。

(会議の招集)

第11条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、現に在任する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(事務処理のための組織)

第13条 会長は、会議を経て、協議会の担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(構成団体の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会がその担当事務を構成団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する室蘭市の条例、規則及びその他の規程（以下「関係条例等」という。）を構成団体の当該事務に関する関係条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、

及び執行するものとする。

2 室蘭市は、関係条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ登別市及び西胆振行政事務組合と協議しなければならない。

3 室蘭市長は、関係条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を登別市長及び西胆振行政事務組合管理者に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第15条 担当事務の管理及び執行に要する費用の負担及び納付については、構成団体の長が協議により別に定める。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第16条 担当事務の用に供する財産に関しては、構成団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する室蘭市の関係条例等を構成団体の当該管理に関する関係条例等とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第17条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、構成団体の長が協議して定める。

(協議会の規程)

第19条 協議会は、この規約に定めるもののほか、協議会の担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和5年3月23日から施行する。

市道路線認定の件

別紙市道路線を認定したい。

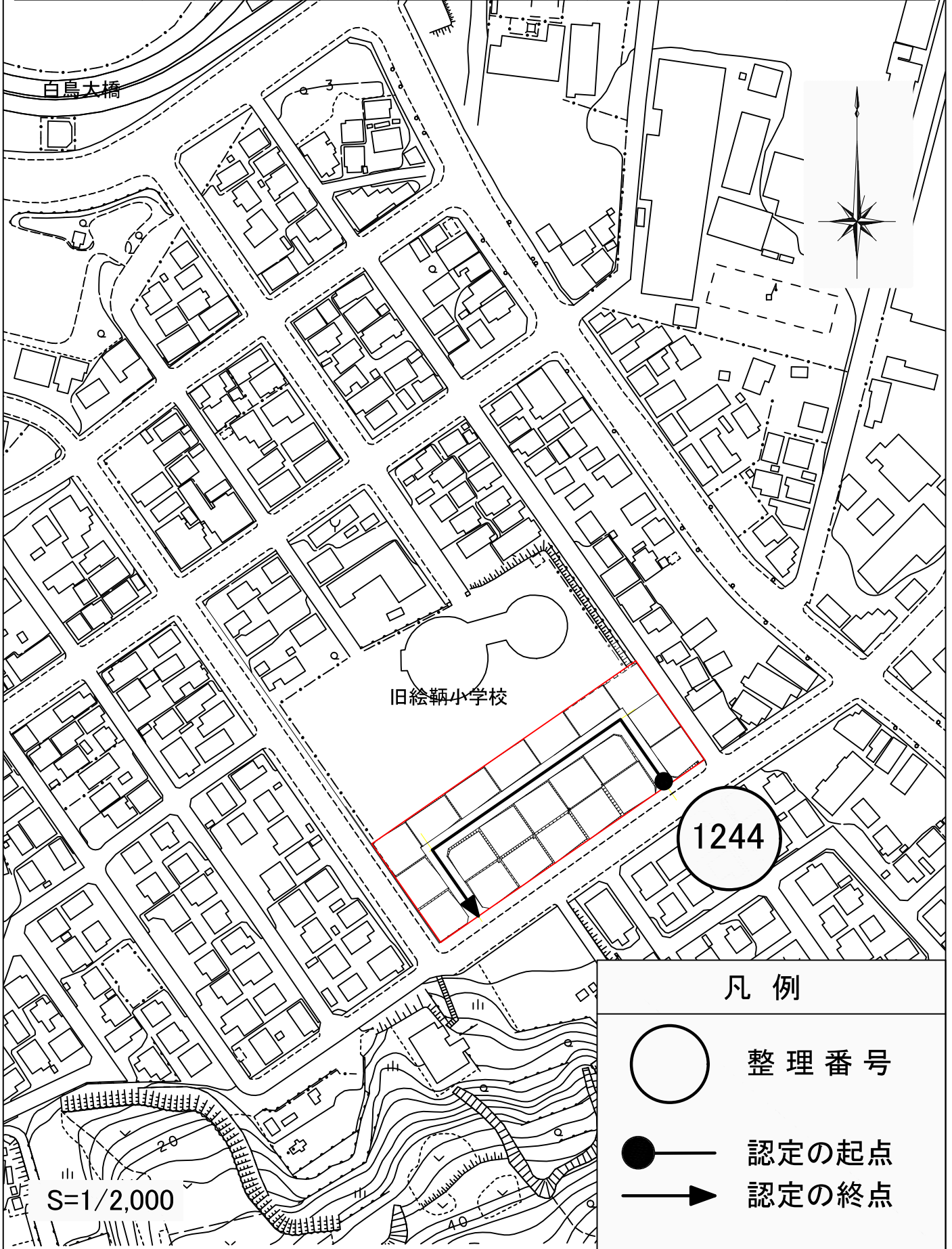
令和5年2月27日提出

室蘭市長 青山 剛

(提案理由)

道路網を整備するため、市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、本案を提出する。

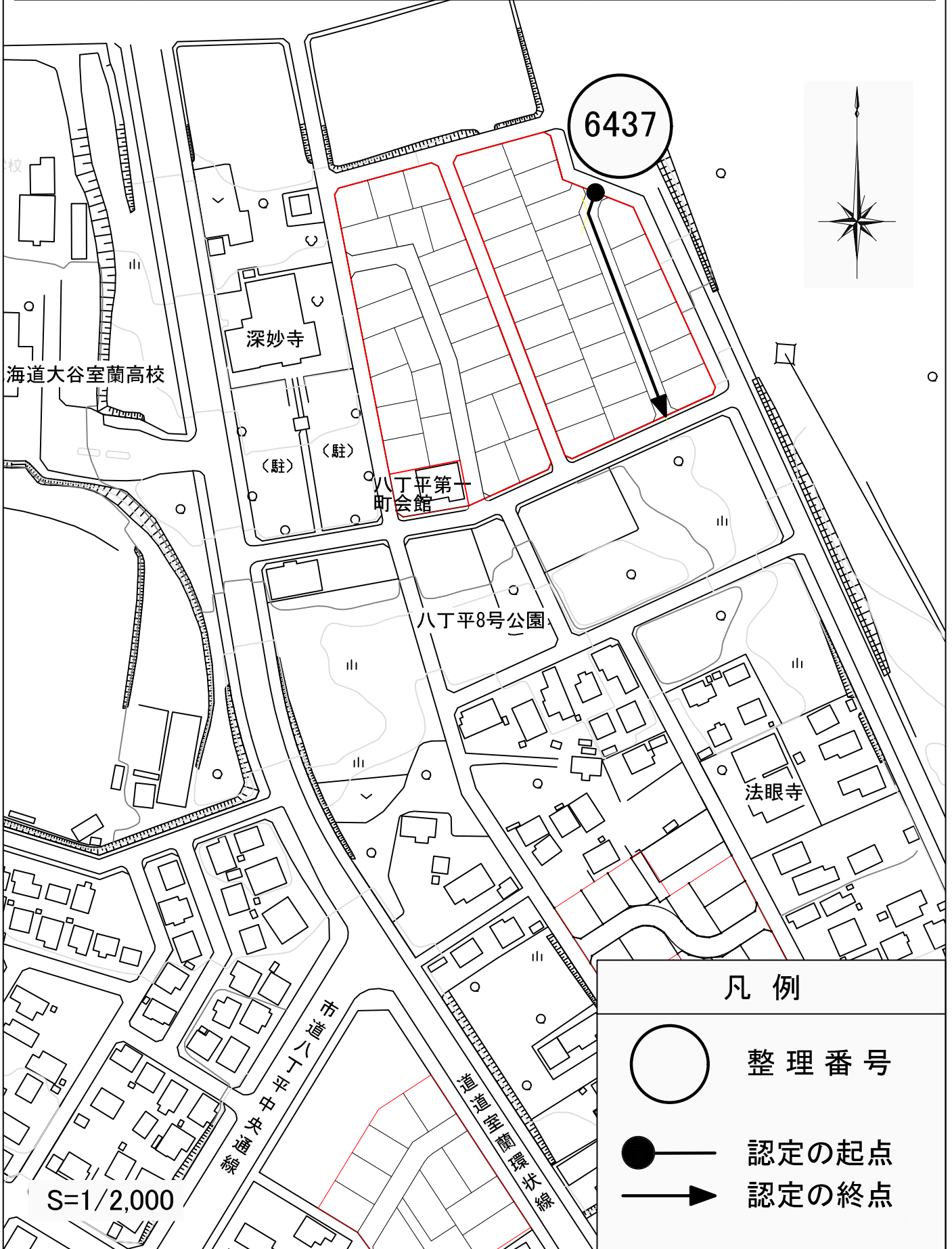
整理番号	路線名	起点	終点	路線延長
1244	祝津町2丁目11号通線	祝津町2丁目112番26先	祝津町2丁目112番22先	L= 168.38m



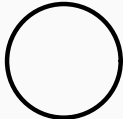
凡例

- 整理番号
- 認定の起点
- ➔ 認定の終点

整理番号	路線名	起点	終点	路線延長
6437	八丁平3丁目36号通線	八丁平3丁目34番2先	八丁平3丁目34番7先	L= 106.95m



凡例

-  整理番号
-  認定の起点
-  認定の終点

教育委員会委員の任命について同意を求める件

本市教育委員会委員 奈良 泰哉 氏が、令和5年1月5日に逝去されたことから、その後任委員として、下記の者を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求める。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青山 剛

記

ますかわ たく
増川 拓

諮問第1号

人権擁護委員候補者推薦の件

本市人権擁護委員 奈良 泰哉 氏が、令和5年1月5日に逝去されましたことから、下記の者を後任の委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、諮問する。

令和5年2月27日提出

室蘭市長 青 山 剛

記

き むら ひで き
木 村 秀 樹